

船級登録及び設備登録に関する 業務提供の条件

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 11 月 13 日 規則 第 58 号

2009 年 10 月 27 日 理事会 承認

2009 年 11 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2009 年 11 月 13 日 規則第 58 号

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件の一部を改正する規則

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」の一部を次のように改正する。

2 章 業務提供の条件

2.4 を次のように改める。

2.4 機密保持

-1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためには開示しない。本会検査員が実施した検査結果は、同様に機密の取り扱いとする。ただし、文書、情報又は検査結果の内容若しくは写しは、遵守すべき法規上の要求、裁判所からの命令、訴訟手続き又は船籍国及び寄港国の要請がある場合に開示する。

なお、次に掲げる情報は公開情報とし、機密保持の対象とはしない。

- (1) *Register of Ships* に記載されているもの（定期的検査の指定日を含む）
- (2) 船級登録の移動、変更、停止又は消除
- (3) 前(2)の事項に関連して付加された船級登録に係る条件、指定事項等

-2. 前-1.にかかわらず、船体構造又は機関システムの重大損傷情報を、IACS 加盟協会及び当該損傷に関わる船級協会（以下、「関連船級協会」という。）間で共用し、同様の損傷発生を未然に防止することを目的とする ~~IACS~~ Early Warning Scheme (EWS)において、本会は、当該損傷に関連する技術情報を、関係者の事前の同意が得られたものとして ~~IACS 加盟協会~~ 関連船級協会へ開示することがある。ただし、本会以外の知的財産となり得る図面は開示しない。なお、~~IACS 加盟協会~~ 関連船級協会へ技術情報を開示した場合には、本会は関係者にその詳細を書面にて通知する。

附 則

1. この規則は、2009 年 11 月 13 日から施行する。